

不 動 産 公 売 広 報

公 売 日：平成30年1月18日(木)

入札時間：午前11時～午前11時30分

小 野 市 役 所
総務部税務課収税係

兵庫県小野市王子町806番地の1

TEL (0794) 63-1000 (大代表) (内線 766)

TEL (0794) 63-1009 (直 通)

<http://www.city.ono.hyogo.jp/>

不動産公売のご案内

公 売 期 日	平成30年1月18日（木曜日）
公 売 場 所	兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 西庁舎会議室（1階）
公 売 方 法	入札
入 札 時 間	平成30年1月18日 午前11時00分から午前11時30分まで
公売保証金の納付	平成30年1月18日 午前11時00分から午前11時20分まで
開 札 時 間	平成30年1月18日 午前11時31分
売却決定日時	平成30年1月25日 午前11時00分
買受代金納付期限	平成30年1月25日 午後 2時00分
注 意 事 項	・あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認したうえで、入札してください。 ・公売財産の物件明細等の資料については、小野市役所税務課（収税係）で閲覧することができます。（コピー謄写をすることはできません。） ・土地の境界については、隣接所有者等と協議してください。また、執行機関である小野市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、公売財産に使用者又は占有者等がある場合、明渡し請求等は買受人が行ってください。 ・「公売公告」及び「公売広報」に記載されている公売財産について、公売を中止する場合がありますので、ご注意ください。 ・入札開始10分前には公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 ・入札当日には、次のものを持参してください。

- 携 行 品 公売保証金 … 所定の金額を現金又は保証小切手(金融機関振出しの小切手) で用意してください。
- 印 鑑 … 入札者の印鑑(朱肉式に限る、認印可。法人の場合は代表者印。)
- 代理人(法人の従業員である場合も含む)が入札される場合は代理人の印鑑が必要です。
- 委 任 状 … 代理人(法人の従業員である場合も含む)により入札される際、代理権限を証する委任状(委任者の印鑑証明書を添付のこと)が必要です。
- 収 入 印 紙 … 入札者が営利法人又は個人で営業者の場合、公売保証金の返還を受ける際、領収書に収入印紙(200 円分)を貼付する必要があります。

問 い 合 わ せ 先 兵庫県小野市 総務部 税務課 収税係
TEL(0794)63-1000(大代表)(内線 766)
TEL(0794)63-1009(直 通)

公 売 参 加 の 手 引

【公売参加資格】

原則として公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも入札することができます。ただし、滞納者及び市長から公売場所への入場、入札を制限されている者は、公売に参加することはできません。また、小野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当するものも参加することができません。

代理人により入札される場合、代理権限を証する委任状を提出してください。また、共同入札する場合には共同入札代表者を定め、あらかじめその書面を提出してください。

【公売保証金】

入札しようとする方は、所定の公売保証金を現金又は保証小切手（銀行等の金融機関の振出しによるもの又はこれらの機関の支払保証があるもの）で納付してください。

公売保証金の金額については「公売財産一覧表」の「公売保証金」の欄を参照してください。

公売保証金の納付は、保証金差入書に現金又は保証小切手を添えて公売財産の売却区分の番号ごとに提出してください。

代理人により入札する場合は、公売保証金差し入れの際、委任状も併せて提出してください。

公売保証金の納付と引換えに「入札書」を渡します。

なお、公売保証金の返還に際し、利子はありません。

【入 札】

公売財産は、売却区分番号で区別されています。入札書は、この区分ごとに記載してください。

入札書には、個人にあつては住民基本台帳に記載されている住所及び氏名を、法人にあつては商業登記簿上の所在地及び名称を記載し、架空の名義や他人の名義は絶対に使わないでください。入札書に記載された住所・氏名又は所在地・名称により登記を行います。

入札書の入札価額は、インク又はボールペンによりアラビア数字で丁寧にはっきりと書き、頭部には必ず「金」又は「¥」の文字を付けてください。

代理人による場合は、入札者欄に本人の住所、氏名、代理人欄に代理人の住所及び氏名を書いてください。

いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることは一切できません。入札箱に入札書を入れる前に、もう一度入札書の金額等に誤りがないか、金額を訂正していないかを確認してください。入札書を書き損じたときは、訂正しないで新たな入札書用紙を請求してください。

【開 札】

入札書は入札者の前で開札します。ただし、入札者又は代理人が開札の場所にいない場合及び立ち会わない場合は、公売を担当していない職員が立ち会います。

【最高価申込者の決定】

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。

最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額である場合）には、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。

また、追加入札による最高価額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。なお、追加入札をすべき者が当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（公売場所への入場、入札等の制限）が適用されることがありますので留意してください。

【次順位買受申込者の決定等】

最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。）で入札した者から、次順位による買受けの申込みがあった場合にその入札者を次順位買受申込者として決定します。なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。

最高価申込者の決定が取り消されたとき又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対し売却決定をします。

【再度入札】

入札日時に入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。

【売却決定】

公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

【買受代金納付】

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、現金または保証小切手（銀行、信用金庫、農協、もしくは郵便局の振出しに係るもの又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）で納付してください。

【入札・買受申込みの取消し】

公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7等参照）、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

【売却決定の取消し】

最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込や公売の実施を妨げる行為があった場合には、これらの者に対する最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取り消します。

売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る市税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。

買受人が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。

【公売保証金の返還、市帰属等】

最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還（払渡）します。

なお、返還を受ける者が営利法人または個人で営業者の場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙（200 円分）を貼付し、消印する必要があります。（次順位買受申込者の場合も同様です。）

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）返還します。

最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税等に充て、なお残余があるときはこれを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。

【権利移転の時期等】

1 権利移転の時期

買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。

2 危険負担移転の時期

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。

3 権利移転に伴う費用の負担

公売財産の権利移転に際し、登記についての登録免許税、その他の費用（郵送料）は買受人の負担となります。買受代金納付の際に併せて提出してください。

【権利移転についての必要書類等】

買受人が買受代金を納付した時に次の書類等を提出し、指定した日までに所有権移転登記の請求をしてください。

1) 売却決定通知書

2) 市町村役場発行の固定資産評価証明書

3) 買受人の住所・所在地を証する書面

個人の場合…住民票の抄本

法人の場合…法人の登記簿抄本又は資格証明書

4) 登記関係書類の郵送料

5) 登録免許税相当の印紙又は登録免許税領収証

※この際、買受人（代理人）の印鑑も必要です。

【その他】

小野市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。また、小野市は公売財産の瑕疵担保責任を負いません。

公 売 財 産 一 覧 表

公売公告 番号	売却区分 番号	見積価額	公売財産		課 税 区 分	掲 載 ペ ー ジ
		公売保証金	種類	所在地等		
第 2 号	1	1,090,000 円	土地	小野市栗生町字大谷 地番 1 5 0 6 番 1 6 0 地目 宅地 地積 2 1 7.36 m ²	非	9 ①
		110,000 円				
	2	960,000 円	土地	小野市栗生町字大谷 地番 1 5 0 6 番 1 6 1 地目 宅地 地積 1 9 7.01 m ² (注)敷地内に電柱と支線有り	非	9 ②
		100,000 円				
	3	2,940,000 円	土地	小野市育ヶ丘町字水谷拍子谷 地番 1 4 7 5 番 4 8 6 地目 宅地 地積 1 5 9.95 m ²	混	1 0
		300,000 円				
			居宅	地上に存する建物 家屋番号 1 4 7 5 番 4 8 6 構造 木造瓦葺 2 階建 床面積 1 階 5 9.86 m ² 2 階 3 9.13 m ²		

- ・ 公売財産一覧表の「課税区分」欄は、消費税及び地方消費税の課税、非課税及び混在財産を表示しています。課税区分「課」の財産は、消費税及び地方消費税の課税財産です。課税区分「非」の財産は、消費税及び地方消費税の非課税財産です。課税区分「混」の財産は、消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在する財産です。
- ・ 入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定を行います。
- ・ 所有権の移転登記に別途、登録免許税がかかります。

公売公告番号	小野市公告 第 2 号	見積価額	① 1,090,000円 ② 960,000円
売却区分番号	1、2	公売保証金額	① 110,000円 ② 100,000円
公売財産の表示	不動産① 土地の表示 所 在 小野市栗生町町字大谷 地 番 1506番160 地 目 宅地 地 積 217.36 m² 以上は、不動産登記簿の表示による。 なお、不動産②の敷地内には電柱と支線があります。 不動産② 土地の表示 小野市栗生町字大谷 1506番161 宅地 197.01 m²		
公売財産の概要 その他	 1. 対象物件は、JR加古川線と神戸電鉄線の「栗生」駅から北西方約2.7kmに位置している。 2. 日照・通風は普通、地勢・地盤は西傾斜地、南面は法面となっている。 3. 対象物件は、県道三木穴栗線沿道の丘陵地を造成した戸建て住宅地域（青野原グリーンハイツ）内に存する宅地（更地）である。 4. 都市計画法等による用途地域は、市街化調整区域であるが、（旧）住宅地造成事業に関する法律により「住宅建築用の宅地として造成等が完了した工区」内の画地であり、建ぺい率は60%、容積率は200%。 ※なお、買受人には、事業主代理人兼宅地造成等工事施工者から「追加の宅地化負担金は必要がない旨の確認書」について、その写しを市長名で原本証明のうえ手交します。 5. 接面道路は、北側に幅員4mの開発道路（42条1項2号）がある。 6. 上下水道は、前面道路に各管路が敷設されているが引込み接続管及びメータ類が未設置なため、買受人において引込工事及び手続きを要す。 7. 対象物件の下見は、買受希望者において行うこと。		

公売公告番号	小野市公告 第 2 号	見積価額	2, 9 4 0, 0 0 0円
売却区分番号	3	公売保証金額	3 0 0, 0 0 0円
公売財産の表示	不動産（土地付き建物） 土地の表示 地上建物の表示 所 在 小野市育ヶ丘町字水谷拍子谷 家屋番号 1 4 7 5 番 4 8 6 地 番 1 4 7 5 番 4 8 6 種 類 居 宅 地 目 宅 地 構 造 木造瓦葺 2 階 建 地 積 1 5 9.95 m² 床面積 1 階 5 9.86 m² 2 階 3 9.13 m² 以上は、不動産登記簿の表示による。		
公売財産の概要 その他	 1. 対象物件は、神戸電鉄線「樫山」駅から東方約 700mに位置している。 2. 日照・通風は普通、地勢は南西傾斜地、地盤は前面道路より 1.8m高い敷地（背後の宅地は本件敷地よりさらに高い傾斜地域の街区地勢）となっている。（前面道路に出入りするボックス型駐車場有り） 3. 対象物件は、国道 175 号の東、丘陵に至る傾斜面地を造成した戸建て住宅地域（育ヶ丘団地）内に存する土地付き建物である。 4. 都市計画法等による用途地域は、市街化調整区域であるが、（旧）住宅地造成事業に関する法律により「住宅建築用の宅地として造成等が完了した工区」内の画地であり、建ぺい率は 6 0 %、容積率は 2 0 0 %。 5. 接面道路は、南西側に幅員 6 mの市道がある。 6. 上下水道及び集中プロパンガスは、既に前面道路に敷設された管路から引込み利用されている。 7. 地上建物は、木造の在来工法で、築後 32 年を経過している。 8. 対象物件の下見は、買受希望者において行うこと。		